

毎週火、木、日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 雌牛の無償貸付け及び譲渡等に関する規則

規 則

雌牛の無償貸付け及び譲渡等に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十五号

雌牛の無償貸付け及び譲渡等に関する規則

(趣旨)

第一条 農業生産力が低く、経済的に遅れた地域において、畜産による営農改善のすみやかな達成を図るため

県が国の補助を受けて取得した乳用雌牛及び役肉用雌牛(以下「雌牛」という。)並びにこの規則の規定により県が納付を受けた雌牛について行なう貸付け及び譲渡については、この規則の定めるところによる。

(貸付け)

第二条 知事は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に該当する地域において、市町村長の意見を聞いて選定した農業者であつて、その農業経営の責に任ずるものに雌牛を無償で貸付けすることができる。

一 耕種農業の収益性が低く農業収入を向上させるためには畜産の振興による以外に適当な方法のない地域であること。

二 主要畑作地帯であること。

三 乳用雌牛の貸付けについては酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)第十八条の規定に基づき酪農経営改善計画を作成している市町村の地域、役肉用雌牛の貸付けについては役肉用雌牛の生産を目的とする計画を有する市町村の地域であること。

第三条 前条の規定により雌牛の貸付けを受ける農業者は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 主として農業により生計を維持する農業者であつて家畜の飼養頭数、農業所得等がその農業者の属する地域の平均水準以下であること。
- 二 雌牛の貸付けを受けた場合飼料自給率が七十パーセント以上確保できるものであること。

(貸付け期間)

第四条 第二条の規定による雌牛の貸付け期間は、七年をこえることができない。

ただし、営農改善を図るため特に必要があると知事が認めるときはこの限りでない。

(貸付け頭数)

第五条 雌牛の貸付け頭数は、乳用雌牛については一頭、役肉用雌牛については二頭以内とする。

ただし、営農改善を図るため特に必要があると知事が認めた場合はこの限りでない。

(雌牛の納付及び譲与)

第六条 借受人は、貸付けを受けた雌牛が貸付け期間中に生産した雌牛のうち、知事の指定したものを具に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による納付があつた場合において、借受人がこの規則の規定に従い、貸付けを受けた雌牛を飼育管理したと認めるときは、当該雌牛を借受人に譲与する。

3 第一項の規定による納付は、知事の指定する期日及び場所において行なわなければならない。

(雌牛の譲渡)

第七条 知事は、貸し付け期間が満了した場合において、借受人がこの規則の規定に従い貸付けを受けた雌牛を飼育管理したと認めるときは、当該雌牛について前条第一項の規定により納付すべき雌牛がある場合及び同項の規定による納付があつた場合を除き、次の各号に掲げる価格に相当する対価により当該雌牛を借受人に譲渡する。

一 県が国の補助を受けて取得した雌牛にあつては当該雌牛を具が購入したときの購入価格(その購入価格が時価よりも高い場合には時価)

二 第六条第一項の雌牛にあつては当該雌牛の母牛を具が購入したときの購入価格(その購入価格が時価よりも高い場合には時価)

(果実の帰属)

第八条 貸付けを受けた雌牛の果実は、第六条第一項の規定により納付すべき雌牛を除き、借受人に帰属するものとする。

(申請)

第九条 第二条の規定による貸付けを受けようとする農業者は、別記様式第一号による借受申請書に、別記様式第二号による営農改善計画書を添えて知事に提出しなければならない。

2 貸付け期間の延長を申請しようとする者は、別記様式第三号による貸付け期間延長申請書に別記様式第四号による営農改善更計画書を添えて貸付け期間満了

の日の三箇月前までに知事に提出しなければならない。

3 借受人は、第六条第二項の規定による雌牛の譲与又は第七条の規定による雌牛の譲渡を受けようとするときは、別記様式第五号による譲受申請書を知事の指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(諾否の通知)

第十条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、その諾否を申請者に通知する。

(雌牛の引渡し)

第十一条 第二条の規定により貸し付けし、第六条第二項の規定により譲与し、又は第七条の規定により譲渡する雌牛の引渡しは、知事の指定する期日及び場所において行なう。

2 前項の規定により雌牛の引渡しを受けた者は、別記様式第六号による受領証を知事に提出しなければならない。

(借受人の義務)

第十二条 借受人は、貸付けを受けた雌牛について、家

畜共済保険の契約を締結しなければならない。

2 借受人は、転貸、委託その他いかなる方法をもつてするを問わず、貸付けを受けた雌牛を他人に飼育管理させてはならない。ただし、事前に知事の許可を受けるときはこの限りでない。

第十三条 借受人は、貸付けを受けた雌牛に、これと異なつた品種の雄牛により種付け（家畜人工授精を含む。）を行なつてはならない。

2 借受人が死亡したときはその相続人、家族労働力の大巾な変動その他農業経営の存続に重大な影響を与える事実が発生したときは借受人が、遅滞なく、別記様式第七号による変更報告書を知事に提出しなければならない。

3 借受人は、貸付けを受けた雌牛が分べんしたときは、別記様式第八号による報告書を、当該雌牛につき盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があつたときは別記様式第九号による報告書を、遅滞なく、知事に提出しなければならない。

4 借受人は、別記様式第十号による営農改善実績報告書を毎年五月三十一日までに知事に提出しなければならない。

（借受人の賠償責任）

第十四条 借受人は、貸付けを受けた家畜につき、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があつた場合において、当該事故が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、知事の定めるところにより、県に対し、その損害を賠償しなければならない。

（違反処分）

第十五条 知事は、借受人がこの規則の規定に違反したときは、貸し付けした雌牛を返納させることができる。

2 前項の規定による雌牛の返納は、知事の指定する期日及び場所において行なわなければならない。

（費用の負担）

第十六条 借受人は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 飼育管理に要する費用

二 第二条の規定により貸し付けする雌牛の引渡しに要する費用

三、第六条第一項の規定による雌牛の納付に要する費用

四 第十五条第二項の規定による返納に要する費用（対価等の納付）

第十七条 第七条の規定による譲渡の対価及び第十四条様式第一号

の規定による賠償金は、知事の発行する納額告知書により納付するものとする。

（書類の経由）

第十八条 この規則により知事に提出する書類は、所轄地方農林振興局を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県知事 殿

乳用雌牛（役肉用雌牛）借受申請書

住所 氏名 田

年 月 日

畜産により営農の安定を期したいので雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則により下記のとおり雌牛を借受けたので同規則第9条第1項の規定により申請します。

記

乳用雌牛（役肉用雌牛）

品	種	頭	数	借	受	期	間	希	望	事	項

注 この申請書には次の様式による誓約書を添付する。

誓 約 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名 印

昭和 年 月 日付をもって申請した乳用雌牛(役肉用雌牛)を受けたときは雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則の規定を遵守し借受者の義務を完全に履行することをここに誓約します。

様式第2号

営 農 改 善 計 画 書

住所 氏名 印

1 現 況

(1) 経営主氏名

(2) 家族数 男 人 人 女 人 人 計 人 人
 (3) 農業従事者数 男 人 人 女 人 人 計 人 人

2 営農計画

項目	内 訳		現 積 収 況 量	計 積 収 面 量	摘 要
	乾 田	水 田			
畑	普通畑	畑			
	飼料畑	桑園その他			
畑	地	家			
飼物					
耕作					
作付					
乳	用	牛	頭	頭	
	肉	牛	頭	頭	
畜	舎	棟	坪	坪	
	サ	イ	口	基	

注 摘要欄に計画年度等を記載すること。

様式第3号

乳用雌牛(役肉用雌牛)貸付期間延長申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名

印

雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則により借受けている雌牛について下記のとおり貸付期間の延長を願いたいので同規則第9条第2項の規定により申請します。

記

1 乳用雌牛(役肉用雌牛)

品 種	貸付番号	名 号	生 年 月 日	現 在 の 貸 付 期 間	延 長 を 希 望 す る 期 間

2 延長を必要とする理由

注 延長を必要とする理由は詳細に記載のこと。

様式第4号

営 農 改 善 変 更 計 画

住 所 氏 名

印

1 現 況

- (1) 経営主氏名 男 人 計 人
- (2) 家族数 男 人 女 人 計 人
- (3) 農業従事者数 男 人 女 人 計 人

2 営農変更計画

項 目	内 訳		計 画	面 積	変 更	年 度	摘 要
	当 面	初 積					
水 田	乾 田						
	濕 田						
畑	普 通 畑						
	飼 料 畑						
	桑 畑その他						
畑	地 率						
園 圃 物							

乳用牛	頭	頭		
役肉用牛	頭	頭		
畜舎	棟	棟		
サ	イ	ロ	基	基

注 摘要欄に変更計画年度を記載すること。

様式第5号

乳用雌牛(役肉用雌牛) 譲受申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名

印

雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則により借受けている雌牛について下記のとおり譲り受けたいので同規則第9条第3項の規定により申請します。

記

譲受希望乳用雌牛(役肉用雌牛)

譲受希望雌牛	備考
貸付番号	名号
	生年月日

注 備考欄には返納仔牛の生年月日又は譲渡希望価格を記入のこと。

様式第6号

乳用雌牛(役肉用雌牛) 受領証

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名

印

昭和 年 月 日付第 号貸付(譲与)(譲渡) 通知書により通知のあった下記の雌牛を受領しました。

記

乳用雌牛(役肉用雌牛)

品	種	貸付番号	名	号	生	年	月	日

様式第7号

農業経営状況変更報告書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名

印

雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則により 借受けている乳用雌牛(役肉用雌牛)の経営状況について下記のとおり変更があったので同規則第13条第2項の規定により報告します。

記

注 (1) 記載事項については農業者の死亡家族労働力の大巾な移動その他経営状況の変動の状況を記載すること。
(2) 借受者が死亡の場合、その承継者は相続を証するに足る書類を添付すること。

様式第8号

乳用雌牛(役肉用雌牛)分べん報告書

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所 氏名

印

雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則により借受けている雌牛が下記のとおり分べんしたので同規則第13条第3項の規定により報告します。

記

貸付品	付種	雌名	牛号	生年月日	種付した雌牛		産次	分べん月日	産子の性		摘要
					品	種			名	号	

様式第9号

乳用雌牛(役肉用雌牛)事故報告書

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所 氏名 印

雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則により借受けている雌牛が下記のとおり事故があつたので同規則第13条第3項の規定により報告します。

1 乳用雌牛(役肉用雌牛)

品 種	貸付番号	名号及び登録番号	生 年 月 日	摘 要

2 事故の種類

3 事故のてん末

(1) 過去の病歴等の概要

(2) 事故発生前の健康状態

(3) 事故発見時の概要

(4) 治療状況

(5) へい死状況

4 平素の飼養管理状況

(1) 管理状況

(2) 飼養状況

(注) (1) 盗難及び失そうの場合にあつてはこれを証するに足る書類を添付し、疾病、死亡の場合にあつては獣医師の診断書又は検案書を添付すること。
(2) 事故の状況については詳細に記入すること。

様式第10号

営 農 改 善 実 績 報 告 書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所 氏名 印

雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する規則により借受ている雌牛により昭和 年度営農を下記のとおり改善したの
で同規則第13条第4項の規定により報告します。

記

1 借受雌牛、乳用雌牛(役肉用牛)名号、貸付番号

2 営農改善の実績

項目	内 訳	前 年 度		本 年 度		摘 要
		積 算	収 入	積 算	収 入	
水田	乾田					
	濕田					
畑	普通畑					
	飼料畑					
	桑園その他					
畑	率					
飼物 製作 作付						
乳	用牛		頭		頭	
役畜	肉用牛		頭		頭	
	倉倉		坪		坪	
畜	イロ		坪		坪	

昭和四年十月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額二五〇円(送料別)